

# 岐阜県公報

第二千九百八十二号  
平成三十年九月十八日

(火曜日)

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 六〇一

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 六〇一

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第三項中「口蹄疫」の下に「豚コレラ」を加える。  
附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第三十八条の二第三項の規定は、平成三十年九月九日から適用する。

## 公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成三十年九月十八日

条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

東濃第一池地区 (五輪第一地区)	施行に係る地区名	縦覧場所	岐阜市役所	縦覧期間	平成三〇・一〇九・一八から 同平成三〇・一〇九・一八まで
---------------------	----------	------	-------	------	---------------------------------

平成三十年九月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一  
岐阜文芸社